

# 農 林 水 産 委 員 会

- 1 期 日 平成21年1月19日（月）  
2 場 所 第5委員会室  
3 出席委員 委員長 宮 政利  
副委員長 沖井 純  
委 員 高木昭夫、河井案里、小林秀矩、大井哲郎、芝 清、  
田辺直史、山崎正博、小島敏文、檜山俊宏

4 欠席委員 なし

## 5 出席説明員

[農林水産局]

農林水産局長、総務管理部長、農林水産総務課長、農業活性化推進課長、農水産振興部長、農業技術課長、農業経営課長、農産課長、畜産課長、水産課長、農林整備部長、技術総括監、農林整備管理課長、農業基盤課長、林業課長、森林保全課長

## 6 付託議案

- (1) 臨県第1号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第5号）中所管事項

## 7 報告事項

- (1) 第3期食品の安全に関する推進プラン（案）の概要について  
(2) 旧緑資源幹線林道事業について

## 8 会議の概要

- (1) 開会 午後1時2分  
(2) 記録署名委員の指名  
(3) 付託議案

臨県第1号議案「平成20年度広島県一般会計補正予算（第5号）中所管事項」を議題とした。

- (4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（小林委員） それでは、付託議案について質問したいと思いますが、今、局長の方から説明がありました1月補正予算の中で、就農促進研修支援事業が緊急雇用対策の一つとして提案されました。内容は、離職者等を対象に、県立農業技術大学校で就農に必要な基礎的研修を実施するとなっておりますけれども、緊急雇用対策として打ち出す以上、スピードが最も重要になってくると思いますが、従来の研修とどのように異なるのか、また、国籍にかかわらず受け入れられるのか、研修の具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○答弁（農業技術課長） 農業技術大学校では、養成課程として、2年間で若い人材を農業後継者として育成するという実践教育を全寮制で行っております。それとは別に、就農を希望する幅広い年齢層の方を対象にしまして、就農促進研修を行っているところです。この研修というのは、農作物の生育に合わせて講座と実習を行うも

ので、農作物の生育期間に合わせて、延べですけれども20日から120日間の研修を行うものです。それは基礎研修、入門研修、中級研修、上級研修という4つのコースに分けて通常は実施しております。

一方、今回の緊急雇用対策として行う研修ですけれども、離職者を対象にいたしまして、新たな人材を求めている農業法人等への就業を促進するために行うもので、先ほど申しあげました4つのコースとは別に、新たに30日間の短期集中の研修を行うものです。この研修によりまして、進路の選択や就農後に困らないように、農作物や家畜管理の基本的な知識や、トラクターなどの整備・操作方法がどういったものかということ講義と実習で行うものです。

それと、国籍のお尋ねがありました。国籍については問わないということで募集したいと考えております。

○質疑（小林委員） 大体わかりましたけれども、こうした研修を実施して、新規就農を促していくということは、当然離職者にとっては大変ありがたい話だと思いますし、農業においても人材確保という意味では本当に好機だと思っております。しかしながら、雇用対策ということであれば、研修を受けた方々が就農するところまでフォローアップしていく必要があると思っておりますが、そのあたりの対策は何かありますか。

○答弁（農業技術課長） 先ほど農林水産局長が説明しましたように、研修期間中には、雇用の希望がある農業法人の方に来ていただいて、そこで面接を行うなどの就農の相談会を2回ほど開催する予定です。1回目でマッチングできればすぐそこへ就業していただく、2回目でマッチングしていただければそこで就業していただくということを考えております。

また、受け入れ側の農業者がどういった農業経営をしているかということを実感としてわかっていただきたいので、研修に来られた方にそちらの農園で実際に実習していただくというようなことも考えております。

また、4月以降についても、そういった農業法人のニーズというものを把握しまして、研修の終了後も就農につながるように情報提供していこうと考えております。

○要望（小林委員） これは要望でございますが、今回の雇用不安で、改めて農林水産業の人手不足というものが鮮明になってきたということで、農林水産業自体が雇用の受け皿として本当に期待されている状況だと思います。これは、この臨時会で提案された極めて短期的な対策であり、それはそれでしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますが、中長期的には足腰の強い経営体を育成し、本格的な雇用に創出していくことが最も重要であると考えております。それが実現すれば、中山間地域対策にもつながりますので、引き続き産業として自立できる農林水産業の確立を目指し、効果のある施策を進めていただきたいと思っております。

もう1点、要望でございますが、農林水産局が提案された今回の補正予算は、額にして116万円、そして内容は1件という状況でございます。我々が新年互礼会で庄

原市や中山間地域などで話をして回るのに、当然農業の話でありますけれども、1月20日前後には臨時会を開催し補正予算を組むので期待してくれという言葉投げかけてきたわけでありまして。今、中山間地域では専業農家が少なく、兼業農家がほとんどであります。昔は公共事業と農業がセットであったのです。それが、公共事業がだんだん減って、製造分野に移っていったわけでありまして。今、中山間地域にある製造業というのは、一番上が1次下請、そして2次下請、3次、4次ぐらいまであるわけですが、この辺が非常にあえいでいる。今までは農業の収入がなくても農村を支えてこられたが、今は就労の場所がなくなっているという現実があります。これは離農にもつながりますし、離村にもつながって、当然危機的な状況がどんどん出てくる。今回の補正でやはり何かの光を当ててほしかったというのはそういうことでありまして、本当に残念に思っています。中山間地域の農業の現状、そして生活の実態を執行部の方は本当に把握しているのかと思います。2次補正が今、国で検討されておりますけれども、よく国の情報をキャッチしながら、2次補正が決まればすぐ実施できる、例えば2月定例会で補正案を出せる準備だけは進めていただきたいということを強く要望しておきます。

○質疑（田辺委員） 今、100年に一度の世界同時不況という中で、緊急雇用対策として農業技術大学校で研修をするということは当然大事です。先日の新聞に、全国の農業法人などが、トマト、サツマイモ、シイタケの栽培、高原野菜の生産、酪農作業で379人募集と出ておりました。一方、三次の平田観光農園でも欠員が出て、4人の正社員を求めているという記事が出ておりました。兵庫県赤穂市の養鶏業者のデイリーエッグも鶏の世話や卵のパック詰め、営業で10人採用するというので、今はこういう情報が大事ではないかと思うのです。卵のパック詰めであればできると思うのです。就農するというと、田んぼに入って農作業というイメージがあるでしょうけれども、今、酪農や野菜、果物の栽培でも、言葉は悪いですが、きれいにできる作業もあるのではないかと思います。私はことしでちょうど60歳の年男です。団塊の世代でも一番多いのが我々の世代です。こういう時代に、この人たちに本当に仕事がないのかというと、日本では、介護などは人が足りていない、農業、林業というのもほったらかしになって、人は足りていない。今、人が余っているのは電子部品などの先端企業、自動車産業などでありまして。雇用のミスマッチと言うけれども、その辺を具体的に埋める作業こそが大事ではないかと思うのです。農業に関してはそういう情報を速やかに集めて、わかりやすくPRする、業種が違ったとしても、どんな人でもできる作業などの情報を提供することが大事ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○答弁（農業経営課長） 現在、農業経営課におきまして、就農相談窓口を設置させていただいております。現在の状況を申し上げますと、4月からの相談者は累計で107名でございます。それから、リーマン・ブラザーズショックが起きた10月以降の相談者につきましては、現在まで33名です。1月では、毎日2名ぐらい、計16名

の方が相談に来られております。相談者のお話を聞かせていただきながら、そして、技術習得の状況や資金の状況、就農希望地等の状況を勘案しながら、市町等の研修制度の紹介や就農に関する情報の提供や、雇用希望のある農業法人の調査に基づきました相談業務を行っているところでございます。

さらに、今回の補正予算案に計上しております就職説明会におきまして、ハローワークや関係機関と連携をとりながら、1月下旬から2月にかけて、県内の3カ所で就農相談会を開催することとしております。また、農業技術大学の就農基礎研修の研修生につきましては、2回の就農相談会を実施し、就農、就職につなげていきたいと考えております。

○要望（田辺委員） 今後、2月、3月に向かってどうなるのかが一つの勝負どころではないかと思うのです。アメリカは、オバマ大統領がもうすぐ就任されて、大規模な予算措置をする。日本も、世界に先駆けてこの不況を脱出しようということですが、先日、うちの党も党大会を行っておりますけれども、本当に針が少し上向くということになれば状況も変わるのでありますが、実際には、製造業などはなかなか厳しいのではないかと思います。本当に針がちょっとでも動くところまでやるのはなかなか厳しいと思うので、長期的には就農ということと、製造業で働いていた人などが就職できるようにという短期的な、即効的なことも考えあわせてPR活動、そして適宜適切な対応をしていただくよう要望しておきます。

○質疑（小島委員） きょうの補正予算で、土木関係が20億円余りありました。教育が21億円余りです。たしか、農林には農林土木もあったはずですがけれども、国の第2次補正で、そういった関係の予算がなかったから県としても予算を組まないのか、今回、土木に比べれば農林水産局の農林土木関係の予算がないということです。ここらについて、どういう考えを持っていらっしゃるのか、その姿勢を聞かせてください。

○答弁（技術総括監） 国の方では農林水産関係補正分として農業生産基盤、森林整備事業関係で347億円ほど予算計上しております。その内容を見ますと、農業生産基盤においては国営事業に係るもの、森林整備事業についても国有林を対象とした事業がほとんどでございまして、それ以外の事業につきましては、本県で事業実施している箇所がないということから、今回補正を見送っております。

○要望（小島委員） 私は、県独自でこうするというものが幾つかあっていいと思うのです。ところが、本会議等で質問しましても、地方分権と言う割には、答弁は国が国がと言われるので、そこらは少し疑問に思います。さっきから質問があるように、やはりもう少し、農林水産局としても、県独自の姿勢というものを出示していただきたいということが1点です。

当初、公共事業が248億円余りあるわけです。その中でも、災害復旧は置いておいても、一般公共で195億円余り、単独が23億6,000万円余りです。これについては、どうか皆さん補正を組んでいないのだから、年度末に不用額を絶対出さないように、

今年度は満額発注してもらいたい。毎年不用額として幾らか残っているけれども、今回は、景気が大変な状況ですから、そこは意を用いてしっかりと執行していただきたいということを要望しておきます。

(5) 表決

臨県第1号議案 … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（田辺委員） 不法係留について、昨年12月定例会中の常任委員会で質問させていただきましたが、その後、12月22日の新聞に、県は再三の撤去命令に応じない不法係留船の所有者について、広島海上保安部に摘発を要請する方針を固めたとして出ておりました。大変いいことだと思います。摘発後も船を移動させない場合は行政代執行法に基づいて強制撤去し、港湾の景観とマナーの向上を図るということですが、いつから実施されるのか、そして五日市漁港フィッシャリーナの入艇率の向上にどのように寄与すると考えているのか、2点についてお伺いしたいと思います。

○答弁（水産課長） 港湾区域と漁港区域がございしますが、一昨年10月に禁止区域を拡大しております。そして、県では再三にわたり撤去命令及び撤去指導等を行ってまいりました。それで、不法係留が半分程度まで減っているのですけれども、まだまだ残っているということから、再三再四にわたる撤去指導にもかかわらず不法占拠している所有者9名に対して、平成20年11月17日付で、海上保安部に取り締まりを要請する旨、送致しております。そして、平成20年12月15日付で海上保安部の方に取り締まりを要請しました。そして、海上保安部の方に動いていただいて、2名につきましては既に撤去されました。

それから、フィッシャリーナの入艇率向上についてですが、新聞で発表になってから、管理事務所の方にフィッシャリーナに入れたいけれども、どういう手続きをしたらいいか等について問い合わせが数件ございました。うち2名程度につきましては本契約を結ぶ方向で動いております。やはり不法係留をしっかりと取り締まることによってフィッシャリーナの入艇率は向上するものと考えております。

○要望（田辺委員） フィッシャリーナの整備の基本は景観上、安全上の対策ということで、巨額の税金を投入して行っているわけですから、県民の納得がいくように不法係留を排除する。つくったけれども入っていない、不法状態はそのままということでは、県議会としても責任を問われることだと思いますので、コンプライアンスでぜひともやっていただきたいと強く要望しておきます。

○質疑（小林委員） 年末から年始にかけて、庄原市の方は豪雪でありました。現時点でよろしいですから、農作物、施設等について被害があるのかどうか、お知らせ願いたいと思います。

○答弁（農業技術課長） きょう現在、市町の方から報告いただいたところによりますと、積雪は、高野町ではまだ110センチメートルぐらい、三次や庄原の平野部でもま

だ20センチメートルぐらいあって、道路上は解けているけれども、田んぼは真っ白な状況であるとお聞きしております。

農作物や施設に対する被害ですけれども、雪の中ということで、正確なところはわかりませんが、現時点で被害が出ているという情報はございません。これからも雪解けにかけてどういった被害が出るのかというような情報の収集に当たって対処してまいりたいと考えております。

○要望・質疑（小林委員） 雪が解けた後、被害があらわれてくるということもありますし、融雪時に、例えば林道あたりでは岩が雪解けにあわせて一緒に落ちてきて、裂けてしまうこともありますので、よくその辺は注意をさせていただきようお願いしておきます。

もう1点は、12月の常任委員会でも質問しましたけれども、農地法の改正について、現状、国はどの辺まで進んでいるのか、どういう方向性を持ってやっているのか。特に、農業委員会等を廃止して、国がすべて農地を管理していくという状況下にあると、我々も黙ってはおけないので、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○答弁（農業経営課長） 農地改革プランというものが今年の12月3日に公表されました。この中では、大きく分けて2つに整理できるのではないかと思います。一つは、農地面積の減少を抑制する等により農地を確保していくということ、それから、もう一つが、制度の基本を所有から利用に再構築していくということ、国の方では考えられているようでございます。先般も、委員から質問があったのですけれども、今のところ我々には具体的なことは示されておられません。

それで、農地を確保していくということにつきましては、農地転用の規制の厳格化を図っていくという方向が考えられると思います。それから、農業振興地域というものがあのですけれども、その中で将来とも農用地として守っていこうというところを農用地区域として設定しておりますが、その農用地区域の農地で、担い手の農地については農地区域からの除外を認めないという方向で整理するといったようなことをお聞きしております。いずれにしても、国の関与を強めるというようなことを言われております。

それから、所有から利用への再構築ということでございますけれども、農地の権利を有する者の責務を明確化したいということです。国は家族経営を経営の対象として考えておりますけれども、本県では集落法人と農業外企業の参入ということで、この2つを大きく担い手として位置づけておりますから、既に集落法人では農地の面的集積が図られているのですけれども、全国的に見ますと、認定農業者の方々が散在する農地を非効率に経営しているということで、農地の面的な集積を図る仕組みを考えたいということでございます。

それから、農地を利用する者の確保・拡大ということで、今でも農業外企業に参入していただいているのですけれども、例えば農業生産法人でない農地の所有権を持つことはできません。農業生産法人について、今は企業が出資するということ

なら1社で10分の1までであります。全体でも25%ということになります。それを1社でも25%出資できるようにするといったことを検討しているということが新聞等に出ております。

そういうようなことで、現在、詳細についてはまだわかっていない状況であります。

○要望・質疑（小林委員） 地方分権と言いながら中央集権を強めていくという言語道断の話でありますので、スケジュールが具体的にわかればまた教えていただきたいと思っております。

最後の質問ですが、資料番号2の旧緑資源幹線林道事業についてであります。平成21年度は実施しない、22年度については財政状況を見ながら判断するということですが、これはどういう意味なのか。判断というのは、するという判断なのか、または検討していくということなのか、その辺をお答え願いたいと思っております。

○答弁（林業課長） 平成21年度に大型公共工事の終了ということがございまして、そういうことも踏まえ、緑資源機構の実施設計について、コスト縮減等の可能性を検討したり、また、見直しを含めて検討するつもりでございます。それによりまして、関係市町の調整を図るということで、22年度から実施可能かどうかを検討するということでございます。

○質疑（小林委員） 当初、緑資源機構がこの部分においては退散する、後は市町でやってください、県でやれなかったら市町でやってくださいということがあったと思うのですが、それはどうだったのですか。

○答弁（林業課長） 市町の意見ですけれども、市町としては県に実施していただきたいという希望を持っております。

○質疑（小林委員） それはあくまでも前向きな状態で、やるという前提での話でしょう。ですから、県がふらふらしているのなら、市町へ任せたらどうですか。その方がよほどいいと思っておりますが、どうですか。

○答弁（農林整備部長） 委員御指摘の件につきましては、21年度については見送りということにしております。申しあげましたように、22年度については地元の市町から強い要望もございます。そういう点を踏まえながら、21年度に改めて検討させていただきたいと思っております。

○意見（小林委員） 明確な答弁をしていただきたかったのですが、部長がそうおっしゃいますので、これ以上突っ込んで言いませんけれども、市町から強い要望が出ているわけです。県ができないのなら、市町へ持っていく、あとの国との調整はきちんとしておくから市町でやってほしいという形がいいと思うのです。だから、22年度からやるのだったらやるというような明快な答えを出さないと、21年度はできない、22年度についてもあやふやな状態ですということでは、行政として成り立ちません。それだけは言うておきます。

(7) 閉会 午後1時49分